

# 北広島町農業委員会第 30 回総会議事録

- 事務局 (第 30 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告) 事後
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 6 番、7 番をお願いします。
- 

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 12 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 12 番 12 月 10 日、17 番委員、●●推進委員と現地調査を行いました。  
また、譲受人の奥さんからの話を聞きました。  
譲受人は元々、芸北出身の方で、今家を購入されて U ターンされるということです。  
6 筆のうち 3 筆は法人に貸し付け、残り 3 筆で水稻、果樹、野菜を栽培されたということです。  
機械は耕うん機と草刈り機をお持ちで労働力も夫婦で行うということで問題はないのかと思います。周りは法人ですけども、この圃場は利用権設定をされていないことなので地域への影響はないと思っております。  
以上のことから、農地法第 3 条第 3 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号 1 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号 2 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)

- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 1 番 12月9日に15番委員、●●推進委員と現地調査しました。  
また、譲受人とも面談をいたしました。  
田については地元法人が利用権を設定して管理されております。  
畑については譲渡人がずっと今も畑を作っておられます。長男さんも市内に住まれており、こちらに帰られる予定はないということです。草刈りだけは帰って管理をされている状態です。  
田については引き続き法人に任せ、畑については自分で栽培され、機械について管理機や草刈り機をお持ちで周辺農地にも影響はないと思われます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号2番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 1 番 12月9日に15番委員と●●推進委員と現地調査を行いました。  
また、後日、相続手続き担当の司法書士に詳細について話を聞いております。  
譲受人がこの農地を年に2,3回帰り、草刈り作業をされて現在まで管理されている状況です。  
家が見えますが、現在売りに出されて看板が立ってしておりました。  
聞いてみますと、譲渡人は、もうこちらへ帰る場所もないので田と畑を、家を買っていただければその人に全部譲渡してもいいような話も司法書士が話をされておりました。  
管理の方は、地元の人とこの譲受人が年に2,3回帰って管理をされている状態でございます。  
引き続き買う人が見つかるまで管理をしていくと聞いております。草刈り機も持っておられました。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているというと考えます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号3番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 13 番 譲渡人が農地を33㎡残されると言うのはなぜでしょうか。

- 事務局 当面は自宅周辺の4筆を現在、譲受人に管理していただいている筆ということで、遺贈の手続きをされるということだと思われます。  
今後、改めて残りの筆につきまして手続きがなされるかと思いますが、詳細までは確認しておりません。
- 議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15番 12月17日、1番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。  
これらの土地は全て畑であり、作付けはされておりましたが、管理はされていません。  
譲受人の機械は、トラクター、ユンボ、草刈り機、管理機等を所有されており、農地を取得するには全く問題がないかと思ひます。また、周辺農地に対する影響もありません。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほど、よろしくお祈りいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号4番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 議長 譲受人は市内から帰ってこられるんですか。
- 15番 申請地の隣地に実家があり、定期的に戻られているとのことだす。
- 議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15番 12月15日、10番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。  
この農地には柿が植えられており、草刈りも行われておりました。

周辺農地に与える影響もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号5番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

職務代理 営農計画の提出はあるのですか。

事務局 隣地に譲受人の母の農地が複数あり、譲受人が管理されていることが確認できたので、営農計画は求めている。

議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

4番 12月13日に●●委員、●●推進委員さんと3名で現地確認をさせていただきました。事前に●●行政書士には電話でお話を聞かせていただきました。  
譲受人は移住者の方であり、現在南方の畑地区に家を借りられて居住をされている。譲渡し人は現地には居住されておらず、広島市内で体調も優れないことから家屋も含めて譲渡したい。地元の方のお世話で家屋も含めて売買で譲渡する話になった。  
現在耕作はされていないんですが、きれいな水路があり、起こせばすぐに何か植えられそうな状態で管理はされている。  
譲受人は、農園で勤務されていることもあり、お母さんと同居され、2人で家庭菜園をやりたいと聞いております。  
面積的にも、ちょうどよいと感じましたので、しっかり管理、利用をしていただけると判断をいたしました。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号6番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 9 番 12月16日、●●行政書士と●●委員と●●推進委員と現地調査をさせていただきました。  
4192-2はハウスの骨組が残っている状況でしたので、家庭菜園ができると思われ  
ます。  
4270-3については、梅が10本あまり植えてありました。草刈もきちんとされている  
ので、問題ないと思います。  
機械、労働力にも問題がなく、地域農業も影響がないということでございます。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考え  
ます。審議のほど、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号7番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号8番、9番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 12月13日●●委員、●●推進委員と現地調査をさせていただきました。  
8番案件につきましては譲受人が十数年前から水稻を耕作されており、9番案件の  
1770-1、1969-1については、営農組合がそばを栽培されており、1696-1、1743、  
1758については譲受人がこれまで出荷野菜等の栽培をされてきているということ  
です。  
とりわけ9番案件につきましては譲受人が知らない人が家の周りへ来られるのが嫌  
ということで譲り受けることにしたということです。  
周辺農地には影響もなく、適正にこれまでも管理されており今後も適正に管理して  
いただけたと思います。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考え  
ます。審議のほど、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号8番9番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。

番号8番9番について個別の採決といたします。  
番号8番について申請のとおり許可してもらえるとされる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号9番について申請のとおり許可してもらえるとされる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

職務代理 12月13日に現地調査を16番委員と●●推進委員の3名で行いました。  
譲渡し人は78歳で近くに住んでおりましたが、家も他の方に売却され、こちらへは帰られないということから、近くの牧場主の方へ譲渡することとなった。  
現地は海見山の麓でなだらかなところもあり、牧草地ができるというような地形になっております。  
隣地に太陽光パネルへの転用手続きが申請されて現在稼働しておりますが、周辺への影響はないような、農場です  
従いまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号10番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年12月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

1 番 12月17日に15委員、●●推進委員と現地を調査しました。  
また、申請人と現地でいろいろと説明を受けました。  
詳細については、摘要欄の通りでございます。  
●●さんは大型農家で水稲25haぐらい、野菜を約70aぐらい経営をされております。  
家族経営で、昨年から次男が広島から仕事を辞めて本格的にお父さんと一緒に農業やっておられます。  
以前から規模拡大に伴って農業倉庫が非常に手狭で現在50石の乾燥機が2台ありますが狭くて以前から困っておられました。  
来年から5haぐらい稲作が増えるということですので近くに田んぼがありそこに建てたいということでございます。  
写真を見てもらうと赤線の向こう側へ倉庫が建ちます。  
既に分筆済みと聞いております。  
手前に残ったところについてはハウスを建て野菜などの栽培をされたい言っておられました。  
周辺農地は全部町道と県道であり向こう側に見える田は本人の田でございます。  
周辺農地には影響はないと考えております。  
以上のことから許可相当ではないかと思います  
ご審議よろしく願いいたします

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号11番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

6 番 町道との境界と砂防指定河川に接している場所と思われるのですがその辺の事業は計画としては上がっているのですか

1 番 申請人も何十年か前に町道を拡幅した時に農地上に町道がかかっているということが判明しており、現在町へ申請されていづれ分筆して申請するということを知っております。

議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号12番について事務局へ説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

4 番 12月13日に、●●委員と●●推進委員と3名で現地確認をさせていただきました。  
申請理由は、先ほど事務局さんからの説明の通りですが、●●さんが、花の専業農  
家でありまして、何名か雇われて、実際に駐車場になるような場所がなく周辺の道  
路に止めるのであれば農道に止めるというような状況であります。  
申請理由についても妥当であろうと思います。右側の下の水路についても、上にか  
けて進入路を作るということでもあります。  
左下の4317は●●さんの所有の田ですが、かなり段の下の田であり、今回の申請地  
との関係性はないほぼ独立したような土地であります。  
周辺の農地等への影響は考えられないということ、面積的にも妥当であると判断い  
たしましたので許可相当というふうに考えております。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号12番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号13番について事務局へ説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

8 番 12月16日に●●委員と●●推進委員と現地に行きました。  
先ほど事務局より説明があった通りここには昨年度4月まで消防団の屯所がありま  
したが、八重西総合センターに移りました。  
申請者の●●さんの土地に屯所があったわけですが、この度屯所の移動があり  
現状復帰されたということでそのまま近隣の住民の方の会館の駐車場がないため、  
駐車場として利用してもらおうということです。  
近隣の農地がありませんので農地には影響がないと思われます。  
計画面積も妥当かと思えます。  
以上ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号13番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号14番について事務局へ説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7番 12月16日、8番委員、●●推進委員と3名で現地を確認しました。  
写真にある通り、左側の敷地内にある雑草も、管理もしていない。  
最近、全然立ち入った様子がないような感じでございまして、申請の通り昭和46  
年くらい建築されたままなのでしょう。  
全く管理していないというような状況で、別に申請通りで問題ないものと思われ  
ます。  
以上ご審議をよろしく申し上げます
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号14番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 2番 建物はどうされる予定ですか。空き家のまま置いておかれる予定ですか。
- 事務局 今回の申請では今後売買するにしても、このままではできないということもあり、  
今後のことを踏まえて地目変更した上で検討されているのかなと思います。  
具体的に今後どうされるかについては、受託されている行政書士に確認まではして  
いない状況です。
- 議長 質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号15番について事務局へ説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 3番 17日に13番委員と●●推進委員と3名で現地を確認して、申請者の●●●●事務  
所に寄って強く注意、要請をしたところです。  
現状は説明の通り切削ガラで舗装が済んでいる状況でした。  
我々の注目したのは、右手に水路がありまして、草も刈っていない状況のうえ、し  
かもその切削がらが法面に転圧されていなくて、今にもがらが水路に落ちそうな状  
況であり、このままでは問題が生じ、近所から苦情が出るだろうし、我々農業委員  
会としても、現地調査をして、こういう状態のまま、許可したと攻められないとも  
限らないということで、3人で早急に土留めや転圧なり、何らかの対処をしてくださ

いということで、そもそも土留めをして水路に零れ落ちないようにするのが常識な工法ではないかと厳しく言わせていただきました。

始末書付きの追認案件という事になっています。

しかしながら、全ての責任を申請者の責めに期すにはいささかな経緯と事情があるというふうに思われます。

まず土地の履歴が、平成5年の3月29日に寄付により千代田町へ、平成17年2月1日に合併によって北広島町に変更されている。令和2年8月27日に売買によって、●●●●へと移っている。

町が関与しておりながら、適正な処理がされていないということがあると思います。もう一つは町へは11月18日申請書を提出したと受付印がなっております。始末書は11月20日付で出されております。

舗装はいつやったかと事務所に確認しましたら11月27日に舗装の請求書がきておりますということ。結局申請書提出をしたことをもって完了したと●●●●側が勘違いをして切削ガラの舗装請求書をしたというのが経緯もあります。

受託された●●行政書士はプロとしてどうかと私は思っています。

私が関わった案件で、2023年2月総会で非農地証明の案件が出たんですが、全くずさんな位置図で申請をされて、きちんとその団子図と合わせて現地を調査すれば確認できるものを全くそういうことをせずに、さぼって適当な図面を出して申請されたという案件があった。そのときも私は名指しで、この方の申請は非常に問題があると、皆さんに申し上げたことがあるんですが、今回もこの方の関わった案件がこのようなことになっています。

しかし先ほど言いましたように、町がすべきことしなかったいなかったということ、もう一つはプロである行政書士が対応を怠ったことで、現状回復は難しい案件だというふうに思われました。

周辺には全く農地がなく全て雑種地に囲まれており、今回の舗装は仕方がないということを持って、始末書付きの追認案件ということになっております。

以上ご審議をよろしく申し上げます

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号14番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

5 番 この土地は、許可が下りるまで駐車場として使わないよう指導できるのでしょうか。

事務局 行政書士には、依頼者の方へ農地法の手続きについて、よく確認してくださいと伝えていきます。  
1回目に、修正をしてくださいと言ったときにお伝えをしまして、今回も一回くぎを刺しております。今後の手続きにおいても、処理が適正に行われるということを期待して、お願いは必ずしようと思っております。

3 番 この土地は、駐車場としては狭く、周りの宅地を合わせて利用されることとなるだろう。  
法面に対しての指導は厳しく行ったが、利用しないようにということまでは伝えていない。

議 長 質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年12月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号16番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

15番 12月17日、1番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。  
この農地は以前より私が農地パトロールの際で違反転用だということで指摘させていただきました。  
今回、適正化を図るための申請となります。  
審議の方でお願いいたします

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号16番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

議長 資材置き場となっていますけどどんな資材が置かれているのでしょうか。  
家を解体した置き場ですか。

事務局 U字溝が真ん中においてあったので、活用はされているのかなという状況です。

1番 補足させてください。15番委員と一緒に調査したんですが、譲受人の息子が工務店をやっております。メインは左官でございまして、屋根やいろんな細かい雑用的なことをやるよと聞いております。で、瓦積んであります。

7番 瓦は産業廃棄物でこのような処理はいけないのではないかと。

事務局 写真で見るとおそらくまだ使うような瓦を積み上げているようですが、環境生活課の方に情報共有するよう対応します。

1番 3分の1くらいはまだ使える瓦を置いておられる感じですが。  
ブロックも置いておられます。

議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
番号17番について事務局へ説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 13 番 12月17日に3番委員と●●推進委員と現地確認をしております、  
圃場ですが7筆ありますが現在は2筆になっております。  
これは平成6年に工業団地の取付道路として、分筆を平成6年にされて、譲り渡さ  
れておられます。  
平成8年に図面番号17にあるように1787のうち●●さんになっておりますけれど  
も、交換という形で●●さんの方で譲り受けられておられます。  
この時に圃場整備をされて一緒に取り付け道路とされて2枚の圃場にされたと聞いて  
おります。  
隣接の農地は影響ないと思われます。  
ご審議、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号17番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農地改良届について

- 議 長 北広島町農業会議指導要領による届け出があったので意見を求める。令和7年12  
月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号18番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 6 番 12月8日に、2番委員、●●推進委員と3名にて、現地を確認しております。  
内容につきましては、申請のとおりで、キャベツをずっとこの近隣にまで作ってお  
られて、ここもキャベツ畑として経営規模拡大を図るということで、県の補助事業  
を活用しての暗渠排水を設置でございました。  
当初、私がこの近隣で防災活動をやっているの、農地改良していると気づき届け  
出が必要はと確認をしたところ改良届けをするに至った経緯でございます。  
現地も現行通り、暗渠排水も完了されており届け出に相違ないと思われましたので  
ご審議の方どうぞよろしくをお願いいたします

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号18番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり受理することに決定しました。

---

## 議案第5号 非農地証明申請について

議 長 非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙の申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和7年12月22日提出 北広島町農業委員会  
会長 下岡 道範。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

15 番 12月17日、1番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。  
この写真を見てもらうと分かるかと思いますが、栗の木が何本か植えられておりますが、一面に竹が侵食してきており、農地にはもう返せない状態でした。  
非農地が妥当かというふうに思います  
審議の方よろしくをお願いします

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号19番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

3 番 現地が分からないのですが、道があるのでしょうか。5373は耕作されている。

15 番 写真でいうと、真ん中にちょっとした線みたいな感じですが、あれが道路です。道路の上になります。

3 番 心配したのは、耕作されている農地に、これを放置すれば、将来的に障害が出るような状況なのか、道があるから、特に心配はないという状況なのか。

15 番 ある程度通れるような道ですので、その辺は大丈夫じゃないかなと思います。

議 長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり証明書の発行について承認しました。

---

## 議案第6号 農地利用集積等促進計画について

議 長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について意見聴取があったので意見を求める。令和7年12月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは議案第6号について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、決定してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、意見なしと決定しました。

議事終了